

Q&A 集

1. 資源有効利用促進法 改正政省令で含有マーク表示が義務付となる 7 品目について

Q1：資源有効利用促進法によって J-Moss 含有マーク()の表示等の情報提供が義務付けられる品目は何ですか？

JIS C 0950 に基づくマーク表示

A1：下記 7 品目です。

パーソナルコンピュータ
ユニット形エアコンディショナ
テレビ受像機
電気冷蔵庫
電気洗濯機
電子レンジ
衣類乾燥機

Q2： 対象となる「パーソナルコンピュータ」とは何ですか？

A2：資源有効利用促進法で規定する「パーソナルコンピュータ」は、その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含むものであり、日本標準商品分類「中分類 52 - 電子計算機及び関連装置」中の

5 2 1 2 パーソナルコンピュータ
及び
5 2 1 4 5 1 CRT ディスプレイ装置
5 2 1 4 5 2 液晶ディスプレイ装置

のうちパーソナルコンピュータ用のものに該当するものです。

具体的には、デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式表示装置、液晶式表示装置が対象となります。また、ディスプレイ（CRT 又は液晶）一体型パソコンも対象となります。

なお、サーバー、ワークステーション、周辺機器、ワープロ専用機、PDA は含まれません。

Q3： 資源有効利用促進法の政令では指定再資源化製品（事業者が自主回収・再資源化の義務を負う製品）のパーソナルコンピュータには重量 1 kg 以下のものは含まれていませんが、重量 1 kg 以下の場合、含有マーク表示等の情報提供は義務にならないのでしょうか？

A3： 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品で指定するパーソナルコンピュータには

重量による除外規定がありませんので、重量 1 kg 以下のパーソナルコンピュータにも表示等の義務が生じます。

Q4： 対象となる「ユニット形エアコンディショナ」とは何ですか。

A4： 資源有効利用促進法で規定する「ユニット形エアコンディショナ」は、日本標準商品分類「中分類 56 - 冷凍機、冷凍機応用製品及び装置」中の

5 6 2 2 ユニット形エアコンディショナ

に該当するもののうち、

5 6 2 2 2 パッケージ用エアコンディショナ

を除いたものです。なお、「パッケージ用エアコンディショナ」とは、業務用に使用される大型のエアコンディショナです。

Q5： 対象となる「テレビ受像機」とは何ですか？

A5： 資源有効利用促進法で規定する「テレビ受像機」は、日本標準商品分類「中分類 60 - 民生用電気・電子機械器具」中の

6 0 1 1 テレビ受像機（付加機能付きのものを含む）

に該当するものです。

また、「テレビ受像機」は、

6 0 1 1 1 ブラウン管式

6 0 1 1 2 液晶式

6 0 1 1 9 その他のテレビ受像機（付加機能付きのものを含む。）

を含みます。

Q6： テレビ受像機には家電リサイクル法で除外されている液晶テレビやプラズマテレビプロジェクションテレビは含まれますか？

A6： 含まれます。

Q7： テレビ放送が受信可能なカーナビや携帯電話などは含まれますか？

A7： 含まれません。

Q8： 対象となる「電気冷蔵庫」とは何ですか？

A8： 資源有効利用促進法で規定する「電気冷蔵庫」は、日本標準商品分類「中分類 60 - 民生用電気・電子機械器具」中の
6051 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む）
に該当するものです。

なお「6052 電気冷凍庫」及び「中分類 56 - 冷凍機、冷凍機応用製品及び装置」中の
563122 業務用冷蔵庫
5632 ショーケース
5633 飲料用冷水機及び氷菓子装置
等は対象外です。

Q9： 対象となる「電気洗濯機」とは何ですか？

A9： 資源有効利用促進法で規定する「電気洗濯機」は、日本標準商品分類「中分類 60 - 民生用電気・電子機械器具」中の
607 電気洗濯機（業務用を除く）
に該当するものです。

Q10： 対象となる「電子レンジ」とは何ですか？

A10： 資源有効利用促進法で規定する「電子レンジ」は、日本標準商品分類「中分類 60 - 民生用電気・電子機械器具」中の
60433 電子レンジ
に該当するものです。

なお、「中分類 84 - 冷暖房用、食品調理用器具及び装置（主電熱に電気を使用しない）並びに衛生設備用品」中の「小分類 844 業務用厨房装置」に含まれる
84411 レンジ（オープン付き）
は含まれません。

Q11： 対象となる「衣類乾燥機」とは何ですか？

A11： 資源有効利用促進法で規定する「衣類乾燥機」は、日本標準商品分類「中分類 60 - 民生

用電気・電子機械器具」中の
60491 衣類乾燥機（業務用は除く）
に該当するものです。

Q12：指定製品の年間生産量が一定台数未満の場合は含有マーク表示等の情報提供は義務にならないのでしょうか？

A12：含有マーク表示等の情報提供義務は、年間生産台数や年間輸入販売台数に関係なく、全ての製造事業者及び輸入販売事業者が対象となります。

なお、当該事業者で、生産台数又は販売台数が資源有効利用促進法施行令で定める要件に該当する場合（年間生産台数や自ら輸入した当該製品の販売台数が一定台数以上である場合）当該事業者の取組が資源有効利用促進法の判断基準省令に照らして著しく不十分であると認められときは、経済産業大臣は当該事業者に対して勧告及び命令を行うことができます。

Q13：対象7品目の製品が故障して修理する場合、当該製品について情報提供義務はあるのでしょうか？

A13：修理を行って元の使用者に戻す場合は、製造には該当しないので義務はありません。

Q14：対象7品目の製品でリユースを行う場合、当該製品について情報提供義務はあるのでしょうか？

A14：対象7品目の製品が一度使用された後、その製品を製品として利用する場合（例えばクリーニングやソフト消去のみをする場合）は、対象となりません。ただし、個別ケース毎に態様が異なるため、詳しくは経済産業省にご確認ください。

2. 周辺機器、媒体、消耗品、カタログ等について

Q15：ディスプレイ単体は「パーソナルコンピュータ」に含まれますか？

A15：パーソナルコンピュータ用のディスプレイ単体は含まれます。QA2をご参照下さい。

Q16：消耗品に特定の化学物質が含有される場合、機器本体への含有マーク表示等の情報提供が必要になるのでしょうか。

A16：特定物質の含有表示は、当該物質が機器のリユース・リサイクル段階において適切に管理されることを目的として行われます。

製品が廃棄（リユース・リサイクル）される前の使用段階で交換されることが予め想定されている電池等の消耗品は、出荷時に同梱されているものも含めて情報提供の対象外です。

製造事業者及び輸入販売事業者は、製造又は輸入販売した製品に係る含有物質の情報を「含有マーク表示」や「ウェブサイト」等において提供しますが、情報提供の対象となるのは、製品の使用開始から、一般的な状態で使用した後、廃棄（リユース・リサイクル）される時まで、交換されずに使用が続けられることを製造事業者及び輸入販売事業者が意図しているものです。

Q17：マザーボードに搭載されている電池は一般消費者による交換を想定していませんが、そこに特定の化学物質が含有されている場合は、情報提供の対象に含まれますか？

A17：含まれます。

3. 管理対象となる6物質について

Q18：対象となる物質は何ですか。

A18：以下の6物質です。

鉛及びその化合物

水銀及びその化合物

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

ポリブロモビフェニル

ポリブロモジフェニルエーテル

Q19：どういう理由で6物質が対象となったのですか？

A19：製品のリユース・リサイクル段階において適切に分別管理することにより、環境への排出抑制、リユース・リサイクル工程の効率化やリサイクルされた再生資源の品質向上に繋がる可能性が高い物質として、サプライチェーン上の自主的な取組の実態・対応可能性や国際整合性の観点等を勘案した上で、6物質が対象となりました。

Q20：含有物質の管理と情報の提供が求められている物質で、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムについてはそれぞれの化合物も対象となっている理由は何故ですか。

A20：含有物質の管理と情報の提供を要求する6物質は、当該元素に着目して選定していることから、化合物も含めて要管理対象とすることが適当であると考えています。なお、EUのRoHS指令も同様の考え方を採用しています。

4. マーク表示の時期

Q21：改正政省令で情報提供義務の対象となる7品目について、施行日時点で継続製造商品、継続輸入販売商品、流通在庫商品の扱いはどうなるのでしょうか？

A21：本省令施行日以降に製造する製品、または施行日以降に自ら輸入したものを販売する製品が対象となります。

継続製造商品については7月1日以降に製造するものが該当し、継続輸入販売商品については7月1日以降に輸入するものが該当し、流通在庫商品については6月30日以前に製造したあるいは輸入したものは対象外です。

参考：

	国内生産品		輸入品
	自社生産	委託生産（OEM）	
対象にならない	2006年6月30日以前に製造したもの	2006年6月30日以前に、生産委託先で製造したもの	2006年6月30日以前に輸入したもの
対象になる	2006年7月1日以降に製造したもの	2006年7月1日以降に、生産委託先で製造したもの	2006年7月1日以降に輸入したもの

5. マーク表示の詳細

Q22：含有内容が不明の場合は、どちらのマークを付けたらよいでしょうか？

A22：資源有効利用促進法の指定再利用促進製品のうち特定の化学物質の含有表示が義務付けられている製品については、含有物質の管理と情報の提供が義務化されています。情報の提供に当たっては、含有率等を把握の上、JIS C 0950に従った対応をして下さい。

Q23：回収にあたってマークの種類や有無によって回収ルートを区別したり、保管場所を分けたりしておく必要がありますか？

A23：回収業者の方に対する法的な義務はありませんが、自主的な管理に活用することは可能です。

6. その他

Q24：材料の加工，部品の組立といった物理的な製造行為は行わないものの、自らの商標を付して製品を市場に供給する事業者（ブランドオーナー）については、本省令ではどのように扱われていますか？

A24：資源有効利用促進法の判断基準省令において「製造事業者」とは、製品の組立・加工を最終的に行い、市場に供給する事業者（アSEMBラー）のことをいいます。ただし、材料の加工、部品の組立といった物理的な製造行為は行わないものの、自らの商標を付して製品を市場に供給する事業者（ブランドオーナー）が併存する場合は、どちらが製造事業者に該当するかは当該判断基準による取組に関する影響力、製品の企画力・設計に関する支配力及び指示の状況、自己の商標の使用等について総合的に評価し判断するものとしています。

Q25：BT0 でオプション選択毎に含有有無が変わる場合、オプションが変わる毎に情報提供が必要ですか？

A25：BT0 等で選択されるオプションで、特定物質を含有する場合は情報提供が必要です。

注) BT0 = Built to Order 即ちユーザから注文を受けて機器を組み立てる受注生産方式のこと。
